

## 新型コロナウイルス対応医療機関等物価高騰応援金支給要綱

### (趣旨)

第1条 茨城県知事（以下、「知事」という。）は、物価高騰が続く中、新型コロナウイルス感染症への対応に積極的に取り組む医療機関等に対し、予算の範囲内において新型コロナウイルス対応医療機関等物価高騰応援金（以下、「応援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるものとする。

### (支給対象者)

第2条 応援金の支給対象となる者（以下、「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかの医療機関等の開設者等であって、医療等のサービスを提供している者とする。

(1) 診療・検査医療機関（発熱外来）

発熱患者の診療や検査を行う医療機関として県から指定を受けた医療機関。ただし、応援金を申請する時点で、診療及び検査ともに自院患者以外にも実施し、かつ、県HPで公表している医療機関に限る。

(2) 健康フォローアップ協力医療機関

新型コロナウイルス感染症陽性患者の自宅療養者（以下、「自宅療養者」という。）に対する診療を行う医療機関として、応援金を申請する時点で、県へ報告している医療機関。

(3) 訪問看護事業所

応援金を申請する時点で、自宅療養者に対する訪問看護の実績のある指定訪問看護事業所。

(4) 後方支援医療機関

療養期間を過ぎても他の疾病により自宅や高齢者施設等に戻れない患者を受け入れる医療機関として、応援金を申請する時点で、県へ報告している医療機関。

### (不支給要件)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する支給対象者に対しては、応援金を支給しない。

(1) あらかじめ県の指定を受け、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入を行う医療機関の開設者

(2) 応援金を申請する時点で休業中の医療機関等の開設者等

(3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下、「条例」という。）第2条第1号又は第3号に規定する者（以下、「暴力団等」という。）

(4) 役員等（役員又は理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有して

いる者がある医療機関等の開設者等

(5) 前各号に掲げる者のほか、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する医療機関等の開設者等

(県警察本部長への確認)

第4条 知事は、必要に応じ応援金の支給を申請する者（以下、「申請者」という。）について、前条第3号及び第4号の該当の有無を県警察本部長に照会することができるものとする。

(応援金の額)

第5条 応援金の額は、10万円とする。

2 応援金の支給は、第2条第1号から第4号に規定する支給対象ごととする。

(応援金の申請)

第6条 支給対象者は、応援金の支給を受けようとするときは、いばらき電子申請・届出サービス又は新型コロナウイルス対応医療機関等物価高騰応援金支給申請書兼誓約書（様式第1号。以下、「申請書」という。）により、必要な書類（以下、「証拠書類」という。）を添えて知事に申請するものとする。

2 前項の証拠書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 申請者が法人の場合

ア 法人名義の振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分）

イ その他、知事が必要と認める書類

(2) 申請者が個人事業者の場合

ア 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分）

イ その他、知事が必要と認める書類

3 応援金の申請期間は、知事が別に定める。

(宣誓・同意事項)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし、知事は、当該宣誓又は同意をしない者には、応援金を支給しない。

(1) 前条までに規定する支給対象者であること。

(2) 第3条に規定する不支給要件に該当しないこと。

(3) 事業活動を行うために必要な法令上の許認可等を全て得ていること。

(4) 申請内容の裏付けとなる証拠書類を7年間保存すること。

(5) 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査に応じること。

(6) 応援金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等が第三者に提供さ

れる場合及び申請者の個人情報が第三者から取得される場合があること。

(7) 虚偽や不正な手段により応援金を受給した場合には、応援金の返還を行うこと。

(8) 不正受給と判断された場合、申請者名を公表するとともに、不正内容が悪質な場合には告訴される場合があること。

(9) 本応援金は、事業所得に区分されることから課税対象であること。

(10) 県及び茨城県内市町村における事業者支援施策の検討・推進にあたり、提出した情報が活用される場合があること。

#### (応援金の支給決定等)

第8条 知事は、第6条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは応援金の支給を決定するものとする。

2 知事は、前項の審査の結果、応援金の支給をしない決定をしたときは、申請者に対し新型コロナウイルス対応医療機関等物価高騰応援金不支給決定通知（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

#### (応援金支給の方法)

第9条 知事は、応援金の支給を決定したときは、申請者に対し口座振替払の方法により支給する。

#### (申請のみなし取り下げ)

第10条 知事は、関係書類の不備等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず、30日間関係書類の補正等が行われなかった場合その他申請者の責に帰すべき事由により支給できなかったと認められる場合には、当該応援金の申請が取り下げられたものとみなす。

#### (調査・提供)

第11条 知事は、応援金の支給について、必要と認められるときは、申請者等関係者に書類の提出を求め、事情聴取等を行うことができる。

2 知事は、応援金の支給に関する情報について、法令等に基づき、国及び地方公共団体等に対して提供することができる。

#### (支給決定の取り消し等)

第12条 知事は、応援金の支給を受けた者が故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない応援金の支給を受け、又は受けようとする場合は、支給決定を取り消すことができる。

2 知事は、前項に該当すると認めたときは、同項に該当すると認めた日又は応援金の支給決定を取り消した日以後、当該者に応援金を支給しないものとする。

- 3 知事は、第1項の規定による取り消しを行ったときは、取り消された者に対し、その旨を通知するものとする。

(応援金の返還等)

第13条 知事は、前条第1項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に支給した応援金の返還を命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定に基づく応援金の返還を命ずる場合には、その命令に係る応援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第1項の規定に基づく応援金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた応援金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた応援金の額に充てられたものとする。

- 4 第1項の規定に基づく応援金の返還及び第2項の規定に基づく加算金の納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年12月12日から施行する。